

令和6年10月
農業委員会議議事録

開催日：令和6年10月25日（金）
場所：越谷市農業技術センター2階
研修室
開会時刻：午前 9時52分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 6年10月25日(金)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	三ツ木 宗一	出	8	豊田 佳樹	出
2	石塚 健造	出	9	小林 博	出
3	田口 勲	出	10	中島 満	出
4	坂巻 慎一	出	11	瀬尾 守	出
5	白鳥 みどり	出	12	金子 繁雄	出
6	山崎 保夫	欠	13	小野寺 美佐子	欠
7	荻島 元治	出	14	山崎 明美	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小早川 久夫	出	8	飯高 進	出
2	川上 政己	出	9	齋藤 晃一	出
3	今井 富士雄	出	10	鈴木 喜雄	出
4	林 信雄	出	11	川上 嘉夫	出
5	岡安 昇治	出	12	松沢 浩之	出
6	須賀 英夫	出	13	原田 正	出
7	高島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 関根 正和

統括主幹 上原 誠

主幹 江森 一雄

(説明員) 開発指導課長 田中 克尚

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

第 1 号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について

第 2 号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第 3 号議案 生産緑地に係る主たる従事者についての証明願いについて

第 4 号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

③ 報 告

第 1 号報告 農地法第3条の3の規定による届出の受理について

第 2 号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

第 3 号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前11時37分

9. 会議の内容

局長	<p>皆さん、おはようございます。定刻前なのですけれども、皆さんおそろいになりましたので、始めたいと思います。本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。</p> <p>これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>おはようございます。ご苦労さまです。</p> <p>やっと今の時期の気温になってきました。今月の半ばに、越谷が30.6度で全国で一番高いというニュースが流れていきました。この辺の米も大分なくなってきたが、まだ一部あります。今、彩のかがやきを刈っているのかなと思うのですが、彩のかがやきが非常に悪い。また、5月の後半に植えた稻が、高温障害とカメムシの両方の影響で非常に収量がないということで、普及センターに見てもらいましたら、出穂の後の花咲く時期が35度を超えると受粉ができないのだそうです。去年と暑さはそんなに変わらないのではないかと思っていたのですが、去年は収量が多いとは言いませんけど、まあまあ取れたのですが、今年は高温とカメムシの影響で今刈っている彩のかがやきは非常に物も悪いし、収量も少ない。色選を持っている人なんか1俵だそうです。うちちは持っていないので、もうちょっと取れていますが、取れているといつても昔の等外もいいところで、非常に悪い米で、先ほど始まる前に話をしていたら、カメムシは非常に臭いので、カメムシの米を持ってくるなというところがあるのだそうです。それほど、越谷でも北部のほうはカメムシの被害が出ております。</p> <p>我々一生懸命1年間育ててきた結果が、お金にならない、肥料代も出ない、そんな農業で、早かったコシヒカリと彩のきずなは多少取れましたけれども、今年は単価が少し上がったので、よかったです。ここで最後の彩のかがやきでダブルパンチというか、ひどい仕打ちを受けました。本当に来年は彩のかがやきを作る方がまずいなくなるのではないか。</p>

それと、種も埼玉の品種ですから、埼玉の北部のほうで作っている種なので、いいことはないと思います。だから、種も取れないのではないかと思いますが、5月の下旬に何の品種を作ったらしいのか、急に種を頼んでも届きませんし、困ったなと思います。埼玉でも暑さに強い米を開発したとはいっても、種が一般に出回るのはあと二、三年かかるということですので、二、三年は暑さに強い米を一般の人が作るまで種が回ってきません。役所とも話をしたのですが、この暑さに勝てる稻がないので、もう農家をやめるという人が増えるのではないかという話をしていました。どっちにしても我々はお金を取るために農業をやっていて、こんなことになったら、赤字ではもうやめるしかない。明るい話が全然できません。当初はいいかなと思っていたのですが。

そんなことで、来月は群馬のほうに視察へ行きます。ぜひ皆さん、行く視察場所に農機具のシェアとか、そういうところも見ていただきたいと思います。今農機具を買うのも高くて大変です。農機のシェアができるのだったらしいのかなと思います。

何はともあれ、愚痴ばかり言っていても進みませんけれども、そんなような状況でございますので、あまり米は期待ができません。暑さに負けてしまったという結果の報告で言葉整いませんけれども、冒頭の挨拶といたします。ご審議のほどよろしくお願いします。

ありがとうございました。

局長 本日は6番、山崎委員、それから13番、小野寺委員より欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。

出席委員は、14名中12名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 ただいまより開催いたします。

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から14番の山崎委員、1番の三ツ木委員を指名いたします。よろし

統括主幹

くお願いいたします。

それでは、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可についての1番について、事務局より説明願います。

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可についての1番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は6,257平方メートルです。通作距離は2.5キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め3名です。

本件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

事務局からは以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を推進委員4番の林委員よりお願いいたします。

4番推進委員

(林委員)

1番の件について説明します。

10月21日に現地を確認いたしました。申請地の現況は田で、適正に耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり、農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はありません。

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全員

なし。

議長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は举手を願います。

[举手全員]

議長

举手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、第1号議案の2番と3番については事前に質問の通告が出てることから、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、関係人として●●●●●の代表である●●●さんにお出席を求めておりますので、入っていただきます。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩時刻：午前10時02分)

(●●●氏入室：午前10時13分)

(再開時刻：午前10時14分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

では、第1号議案の2番及び3番について事務局から説明願います。議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可についての2番及び3番について説明します。

番号、貸人氏名、借人氏名の順に読み上げます。

それでは、2番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は3万6,556平方メートルです。通作距離は1.0キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め18名です。

続きまして、3番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は3万6,556平方メートルです。通作距離は0.6キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め18名です。

以上2件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、2番については推進委員4番の林委員、3番については推進委員7番の高島委員よりお願ひいたします。

では、2番について、林委員よりお願ひいたします。

2番の件について説明します。

10月21日に現地を確認いたしました。申請地の現況は田で、適正に管理されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説

4番推進委員
(林委員)

明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はありません。

以上、報告いたします。

議長

7番推進委員
(高島委員)

ありがとうございました。

続いて、3番について、高島委員よりお願ひいたします。

3番の件について説明します。

10月20日に現地を確認いたしました。申請地の現況は畑で、適正に管理されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題ありません。

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

10番委員
(中島委員)

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

中島委員。

10番、中島でございます。議長のお許しをいただきましたので、●●●●●●●様に質問させていただきます。

現在までに●●●●●●●が農地法第3条による取得並びに賃借した農地の一部について、私の担当している増林地区においては雑草が繁茂してしまっており、農地として適正な管理をしているとは言い難い状況となっています。委員として自分なりに●●●●●●●さんを調べましたが、越谷市において農業を営んでいる事実や実績は見つけることはできませんでした。

そこで、法人として現在の越谷市における農機具の所有状況を含め、今後の営農計画についてご教授いただきたいと思います。また、他市における直近の営農状況も教えていただきたいと思います。

以上でございます。

● ● ● 氏

一応私のほうからお手元に今後の営農計画についてということで2枚資料のほうをお配りしております。これから、私越谷に住んでおりますけれども、実は越谷でまだ農地というのをお借りしたのはこの夏からという形でございまして、資料のほうを見ていただくと分かるの

ですけれども、一応基本的には8年ほど前から営農のほうを開始しておりまして、主に最初越谷に住んでおりますけれども、神奈川県の小田原ですとか千葉県の野田とか、あと福島県のいわき、あと岩手県の金ヶ崎というところに農地を所有して、実際に私が行ってそれぞれのところで主に観光農園、イチゴの観光農園とか、あとブルーベリーとかですけれども、を営んでおりました。岩手のほうはもうちょっと農地とかがございまして、そのほか野菜全般というのを営農しております、それぞれの拠点には従業員がいて、農機具とかもあります。

ただ、越谷に関しましては、この夏から越谷でも営農していきたいというところで農地を借り始めましたというところでは、今資料の2ページ目ですけれども、農機具とかを発注して、納品、納車を待っているというような状況でございます。軽トラとかもちょっとほかの拠点から持ってきたら、いきなり壊れて廃車になってしまって、夏前に発注をかけたのですけれども、今の時期納車が遅くなって、11月によく新しい軽トラが来るというような状況でございます。そういう意味では、越谷のほうではこれから営農をしていくというのが実態でございます。来年、一応年明けたら田んぼですとか畑のところを耕作して、営農していこうと。

あと、今お借りしている、許可をいただいている農地に関しましては、基本的に耕作されていないところというのを選んでお借りしております。ですので、許可をいただいた段階でもともと畑で草一本生えていなかったという状態ではなくて、もともと耕作されていない土地なので、雑草が生えていたりとか、あと中には本当にずっと手つかずなので、木が生えてしまっているような農地もありまして、そこを順次整備していくのですけれども、お伝えしたように、トラクターとかを発注して、今納車待ちというところもあって、草刈りも順次進めるのですけれども、乗用の草刈り機がありますが、雨が降ると草が詰まってしまって、なかなか作業が進まないというところと、あと実際今月の前半、半分ぐらい、私がコロナにかかってしまって、草刈りが途中になってしまっているというような状況もございます。

そういうような状況でして、越谷に住んではいるのですけれども、今までずっと出張で地方で営農していたというのが実態でございまして、ただ思うところがあって、私も結構年になりましたので、出張で地方で営農するというよりは、本当に地元でしっかりと営農していきたいと。いろんな地方を回っていく中では、全国で高齢化が進んでいて、いろんな農家さんと話すと、もうあと何年で終わりだなとか、そういう話ばかりが多くて、耕作がなかなかできないというような環境の話もよく聞く中で、それではいけないだろうというふうにちょっと思いまして、何とか日本の食を守りたいとか、農地をしっかりと確保していきたいと。

そのためにはどうしたらいいかというと、やはりもうかる農業というのをきちんと確立しなければ、誰も養えないし、あともう一つの方針としては、やっぱり若手を育成しないと農業が代々続いていかないということもありますので、弊社はそういう意味では若い社員が多いのですけれども、そういう社員をほかの地域から異動してもらって、越谷のほうに転居で異動してきていただくということを考えております。

また、新たに新規採用ということも含めて、越谷をメインの活動の地域にしたいなということで。地方はどちらかというと、やめる方向で縮小していこうかなという形で考えておりまして、そういう中で農業を盛り上げていきたいと。農業で若い人が夢を持って食っていけるような農業にしないと続かないなというような危機感がありまして、それでいろいろ大学とかとも共同研究しながら、新しい農業とか収益が上がる方法というところを模索している中で、夏からいろいろ順次農地をお借りしていくということを進めております。

基本的には、今お借りしているところとかは、耕作がされていないところを選んでやっています。それを農地を再生していくというところでいきますので、ちょっと草刈りが間に合っていないのは本当にご指摘のとおりでございまして、そこは何とかしなくてはいけないとは思っているのですけれども、まだ従業員が異動してきていないのと、

私ももう地方の整理、事業所の整理とかもありますので、ちょっと忙しくて手が回っていなかったというのが実態でございます。

今後も、基本的には営農をある程度ちゃんとしっかりと広い面積でやっていくということで、収益を確保しつつ、越谷の農業というものをちゃんと確立というか、広めていきたいなと、越谷のよさを広めていきたいなということで一応計画はしております、農機具に関してはもうもう発注済みであったりとか、整備ということは段取りをしておりまして、人員についても異動というところでメインの栽培に詳しい者とか、そういったところで確保していますので、年末から年明けにかけて本格的な営農活動というができるような状況でございます。

あと販路についても、今まで6次化なども手がける中では、結構スーパーとか、いろいろなところの売り先というのがルートがございまして、そういう意味では弊社のあいで地域の皆様の農作物とかも結構高めの価格で販売するとか、そういったことも将来的にはできるのかなと考えております、いろいろ今まで地方ばかりに行ってまして、越谷でというのはこれからになりますので、そういう意味でそもそも●●●●●●●とは何だとか、相模町の●●●って何だと、ご存じない方ばかりでございますので、そこら辺りをしっかりと信頼をいただけるように今後しっかりとやっていきたいなというふうには考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

またご質問があれば、何でもお願ひいたします。

ただいまの質問に関連して、幾つか質問させていただきたいと思います。

まず、1点目なのですけれども、会社の登記上の所在地はどちらですか。また、ネット上ではこれまでに4回法人所在地を変更しているようですが、その理由をお聞かせください。

1点1点いきますか。

何項目あるのですか。

7項目です。

10番委員

(中島委員)

議長

10番委員

(中島委員)

議 長

● ● ● 氏

10番委員

(中島委員)

● ● ● 氏

では、1つずつお願ひします。

今の本店は東京都の中央区になっております。もともと設立時点で中央区という形で設立をしております。その理由としては、主に資金調達的なところが背景にあります。一旦越谷に本店を移したのですけれども、規模が拡大してきたということもあって、また東京に戻して、越谷は支店という形に今なっておりますというところが回答になります。

変えた理由というのには何かあるのですか。

主に東京に置いているというのは、要するに資金調達ですとか、そういういったところの理由です。

それで4回も変えているのですか。

4回。4回というのは、多分東京都の日本橋の中でビルが変わるという形でございます。そこでそんな移転に深い意味はありません。

2点目なのですけれども、座ったままでもいいですか。越谷支店の所在地をお聞かせください。また、ネット上では弥生町、越谷レイクタウンや流通団地、お住まいの相模町ですか、数か所の所在地が掲載されておりますが、その理由をお聞かせください。

多分ネットの情報だといろいろな情報があるとは思うのですけれども、相模町がそもそも自宅で支店となっております。弥生町というのは駅前の事務所がありまして、越谷駅前の事務所です。そちらの住所が登記はしていないのですけれども、出てくることがございます。流通団地に関して、特に設置したことはないので、ちょっと私としてもそこの情報は分からぬという状況です。

レイクタウンはどうなのですか。

レイクタウンは、もともと相模町に住む前に住んでいたので、一番最初に会社を設立したときは私の住所がレイクタウンだったのです。それで出てくるのではないかという感じです。

10番委員

(中島委員)

● ● ● 氏

それも何かご自分が発信しているから、そういう情報に乗ってくるのではないかなどと思うのですけれども。

どのネットを御覧になったのかが分からないので、推測になりますけれども、一番最初の設立したときの代表者の住所というものは登記上登録されるのですけれども、設立時はレイクタウンだったので、レイクタウンの代表住所地と越谷市レイクタウンというところが出るのかなというふうに推測します。

10番委員

(中島委員)

3点目になるのですけれども、越谷市においての農業の実績についてお聞かせいただきたい。先ほど説明がありましたので、全てこれからというお話ですので、それでは今まで8,000平米以上の土地を取得なり賃借しておりますけれども、何を作付しようとしているのでしょうか。

● ● ● 氏

お手元の資料とかにもちよつと記載はさせていただいているけれども、基本的には主に長ネギをやっていきたいなというふうに考えております。そのほか野菜全般ということで、今まで岩手のほうですけれども、タマネギ、ジャガイモ、白菜、キャベツ、トウモロコシとか、いろいろ一通りの経験はございますので、そういったところを全般やっていきたいというのと、あと結局販路の一つとして個人向けの野菜の宅配というのを検討しております、そういう意味では野菜の詰め合わせセットみたいなものを越谷でできないかなという中で、いろいろな野菜を取り組んでいきたいなと。状況によっては地域の方と連携して、そういった形の販売ができればなと思っているということで、そういった計画を今しているところです。

10番委員

(中島委員)

ただいま経験があるというお話がありましたけれども、これは社長さん自身が経験されたという意味ですか。

そうです。

これもネット上で見た内容ですけれども、会社自体は2016年から。社長さんは本も書かれているみたいなのですけれども、初心者だったという内容も。

もともとは。

● ● ● 氏

10番委員

(中島委員)

● ● ● 氏

10番委員

(中島委員)

● ● ● 氏

8年間の中できているということですか。

はい。

何をやつていましたか、経験上。

経験上、一番最初はイチゴがスタートでございます。神奈川県の小田原で観光農園を始めました。それまで人から教わつてというのはあるのですけれども、ほとんどずぶの素人が頑張つて始めましたというような状況でございましたけれども、一応初年度から栽培のほうは何とか成功しまして、それでお客様も大分来られまして、じやらんとかでも全国700か所、いろいろ観光農園がある中でトップ20に常に入っているような人気施設にはできたのです。ただ、やっぱり立ち上げるというのは並大抵の努力ではというか、とても大変な状況でして、私も越谷というよりは、その当時はずっと小田原において、宣伝していたという形でございます。

その後、その成功を基にほかの地域でも観光農園を立ち上げてというところですけれども、立ち上げのときはそこの地域には誰もノウハウを持っている方がおられないで、私が行って、本当に育苗のところから始まって、どうしたら苗が定着して、イチゴが甘くなるかだとか、そんなところまで細かくやっておりました。

あと、ちょっと補足ですけれども、越谷では営農はしていないのですけれども、自宅に中庭が20坪ほどあります、そこでは結構いろいろと実験的にいろんな栽培をしておりまして、書面にも書かせていただいていますけれども、例えばワサビの水耕栽培というのを相模町の自宅でやりまして、それはノウハウとして確立できまして、ちゃんと作れるようになったのです。ワサビは清流の水ではなくてはというのですけれども、一応越谷の水道水で作っています、幾つかポイントがあるのですけれども、一応形ができるようになります、それを岩手のほうで水耕栽培で横展開して、系列の旅館とかで料理として出していたというような形のノウハウですとか、あといろいろバナナとか

フィンガーライムというちょっと珍しいものを越谷のほうでいろいろ実験というか、そういう形でやりまして、そういう意味で越谷にいるときもいろんな新しい技術ですとか、そういったところを研究しながらやっておりまして、それを地方のほうで形にしていったというような状況でございます。

10番委員
(中島委員)

● ● ● 氏

続いて、越谷市における農業機械の所有状況ということで、今のところはまだ何もないというお話みたいなのですけれども、これから何を購入しようとして、納期はいつ頃なのでしょうか。

資料の2ページ目にありますけれども、軽トラは先ほど申し上げたように、来月に来ます。11月に納車になります。トラクターは当初40とか50馬力を想定していたのですけれども、水稻の新しい技術で、資料のほうは乾田播種と書いてしまいましたが、乾田直播と言われる乾いた農地に種を植えて、そこから育苗ハウスでせずに稻を育てるという技術とかもあります。それもちょっと試してみたいということもあって、それだと60馬力以上ないといけないみたいなところがあって、ちょっと発注し直したというのもあるけれども、一応それを発注かけていまして、年末年始ぐらいには納車になるかなという形で考えております。

そのほか、ただ将来的に面積を広げようというところもあるので、中古でトラクターをあと二、三台欲しいなということは考えておりますけれども、農地の状況と従業員の状況を踏まえながら順次、あまりお金をかけることなく、なるべく節約しながら進めていきたいというところと、あとそれとはまた別に、通常の水稻もやる予定でありますので、来年の春になりましたら田植機、そういったところも見積りは取得しておりますので、間に合うように購入をしようと。新品になるか、ちょっと中古で取得になるかというのは今検討をもらもら、総合的な予算等を踏まえながらの検討になっております。

10番委員
(中島委員)

● ● ● 氏

農機具の運搬、いろんな土地をあちこち賃借しているみたいですけれども、機械の移動はどのようにされる予定になっていますか。

場所的には、相模町と大成町、増林地区という形でやっております。

増林のほうは、一応増林とか増森のどこかに拠点を構えようとしておりまして。

10番委員

(中島委員)

● ● ● 氏

土地はまだ決まっておりません。農機具を入れる倉庫のほうの見積りは取ってあります、あとちょっと場所を農地でやってしまうと農転が必要になってしまうので、なるべく通常の農転が必要ないところでというところで土地を探したりとかしているところではございます。

10番委員

(中島委員)

あと、農作業にはどなたが従事しておりますか。これからなので、従事する予定なのでしょうか。あわせて、従事数、人数も教えていただきたいのですが。

● ● ● 氏

そもそも私が率先してやりますというのが大前提ですけれども、最初にお話したとおり、ほかの拠点から若い社員を異動で来てもらうことになっていまして、年末年始に越谷に転居していただくという形で、当面は私以外に社員三、四人の体制と、プラス間に合わないときにはアルバイトとかパートさんに来ていただくというような予定で計画しております。

10番委員

(中島委員)

話の内容から、年末から来年に向けてというお話なのですけれども、雑草は1か月たつともうすぐまた、1度きれいにしてもまた生えてきてしまいます。そういう意味では、早急に、今のままではかなりの背丈以上で、ほかの民家のほうからの指導も来てしまうと思いますので、その辺は来年とか、そういう先の話を言っているのではなくて、できれば早急にやっていただきたいなとは、これは私からの要望です。

● ● ● 氏

10番委員

(中島委員)

最後なのですけれども、既に許可された農地について私は1年後を見せていただきたいと思います。農地をしっかりと管理して、農作物を作付して、越谷市における農業の実績を見せて、我々に信頼される農業法人になっていただきたいと思います。これは私からのお願いということです。よろしくお願ひします。

● ● ● 氏

10番委員

(中島委員)

● ● ● 氏

10番委員

私からは以上です。

では、少しだけ。すみません。本当にご指摘いただき、ありがとうございます。基本的には、今お借りした農地、順次一応草刈りはしています……

しているのですか。

しています。

具体的に教えてもらえますか。どこの場所をされているとか。

ふれあい橋のところとか、あと……

増林ですね。

増林です。

ふれあい橋のところを草刈りしているのですね。

草刈りが半分ぐらい、乗用の草刈り機で刈ったのですけれども、その後コロナになってしまって、ちょっと止まってしまったというところはございますので。

信号のところですか。

そうです。ただ、草刈りは年末年始とかは想えていなくて、なるべく早くやらなくてはというのはもちろん重々承知しているのですけれども。乗用の草刈り機はあるのですけれども、軽トラが都度都度レンタカー屋さんで借りてやっていたりするものですから、ちょっと私の予定とレンタカーの空きとかいうところとか、あと少しお話したのですけれども、乗用の草刈り機は雨が降るとすぐ詰まってしまうので、晴れが続いているとあつという間に本当に刈ってくれるのですけれども、最近ちょっと天気が悪いときも多くて、そういう意味で私がコロナになったりというところでちょっと遅れてしまっていますが。

その機械はどちらに保管されているのですか。

(中島委員)

● ● ● 氏

10番委員

(中島委員)

● ● ● 氏

議長

7番推進委員

(高島委員)

それは自宅にございます。

それを確認することはできるのですね。

できます。駐車場に置いてありますので、シートはかぶせてありますけれども。

ほかに質問はありますか。

高島委員。

会社で借りている土地はあちこちにあると思うのですけれども、野菜を作るのに対してどうしても水が必要だと思うのですけれども、水はどうするのですか。運んできてくれるのか、それとも地下水でも井戸でも掘るのですか。

井戸を考えております。

井戸を掘るのもなかなか大変かと思います。

あと、地域柄どうしたらしいかというところもあるので、逆に農業委員さんにいろいろ教えていただくとか、ご相談できたら。水のところがちょっと。

あちこちに土地が散らばっているので、種まいた後、これどうやって水くれるのかなと思って、ちょっと聞きたかったのですけれども。

あとうちのこだわりとしては、ナノバブル水という、水にナノレベルの空気を吹き込むやつがあって、その水を使うと結構育苗が3割ぐらいよくなるとか、あと先ほどお話しした水耕のワサビが成功したのもそれが結構大きくて、うちとしてはそのナノバブル水の機械をついた井戸から出てくるナノバブル水で水をまきたいという希望もあって、そういったところも踏まえながら、地域の事情と勘案して、いろいろ逆に教えていただきたいことが結構たくさんございます。

これ設置するのにも土地があちこちにあるので、管理するのも随分大変だと思うのです。手分けしてやるということですか。

そうです。基本的には私のほうで耕作放棄で手が回っていないところ

7番推進委員

(高島委員)

● ● ● 氏

ろをお借りするという前提なので、基本的にはあちこち飛ぶのです。
効率としては非常に悪いというところではありますけれども。

7番推進委員
(高島委員)

● ● ● 氏

そうですね。ただ、面積は小さいというのはメリットもありまして、
例えば少量品種の野菜をそこで育てるというところも、そういうメリ
ットとしてはあります。病気になりにくいとか、リスクヘッジになる
とか、そういうメリットもあるので、そこはうまく考えながら、小
さいところをお借りして、ちょっと有効活用していこうという計画です。

7番推進委員
(高島委員)

私も大相模なので、●●●さんの住んでいるところはカラスも多い
し、ハクビシンなども相当いるので、網を張ったり大変だと思うので
すけれども。

そこは、やっぱり自然現象と動物とはどうしても切っても切れない
のが農業なので、頑張っていきます。

何しろ何かやらないと、みんな動物に食べられてしまうと思うので
す。だから、そういうところもちゃんとしっかりやってもらわないと。
カラスなどもみんな寄ってきててしまうのでは、そのままではみんな端
の人にも迷惑かかるので、なるべく寄りつかないように管理していただきたい
と思います。

● ● ● 氏
議長

はい。ありがとうございます。

ほかにありませんか。

石塚委員。

大相模の石塚といいます。こういうことは事務局にも聞きたいので
すけれども、5条の駐車場の3か月とか期限決めて工事とかとあります。
そういう条件付とかはないのですか。いついつまでにしなさいと
か、作付けしなさいとか。

局長

条件付許可というのではないということで、昨日県のほうにも確認し
まして、条件付ということはないので、もし何か事実を確認しない限
りは許可できないというのであれば、先ほど申し上げたように、審議
をそのまま持ち越して、確認した時点で許可にするという形になりま

2 番 委 員

(石塚委員)

議 長

6 番 推進委員

(須賀委員)

● ● ● 氏

す。

ちょっと実績が分からないので、聞いてみたのですけれども。

ほかにありませんか。

須賀委員。

推進委員 6 番の須賀といいます。●●●●●●さん、株式会社ということなのですけれども、株式会社、利益を上げなくてはいけないかと思うのですけれども、過去の売上高とか純利益とかというのはどのぐらいあるのでしょうか。

それから、もう一つ、水稻も何町か借りる予定ですけれども、もう既に賃貸借契約とか結んでいるところはあるのでしょうか。それと、その中で用水使用料ですか、葛西用水とか結構かかるのですけれども、その辺の負担とかというのはどういう形で、その負担の分も含めて借り賃に入っているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

一応農業の収入としては、大体年商として 3 億円台でございまして、利益としてはその 10% ぐらいというところです。そこには 6 次化も含めてイチゴの加工品ですか、そういうところも含めておりますけれども、ですので基本的には利益を最優先ということではないのですけれども、地域に貢献できるようにというのを常に考えながら、地域の方と一緒に 6 次化してみたりとか、そういったことにチャレンジはしてきております。

あと、水稻に関しては、どちらかというと今まで手がけてこなかった分野なので、水稻に関してはこれからというのが正直なところでございまして、現状水稻で借りているとすると、ここの近くでガマが生えてしまっている小さい田んぼが道路沿いにあるのですけれども、そこが本当にもう何十年も耕されていないので、そこをお借りして、ちょっと田んぼに再生していきたいということでお借りしております。それが先月だったかな。今回申請しているところは ●● さんというところが、農地売りますみたいな看板が出されていて、ちょっと慌てて農業委員会の方からもお話をあって、もともとお借りしようと思

っていた農地だったので、すぐ飛んでいってお借りしたいですという形で今回申請に至っております。

6番推進委員
(須賀委員)

● ● ● 氏
議長

1番委員
(三ツ木委員)

水利に関しては、土地の地主様に全部うちのほうで負担しますのでという話はさせていただいている。

ほかに質問はありますか。
三ツ木委員。

先日、1度お会いしたことがあります。今度借りる土地がうちの田んぼの隣なのです。電話でちょっとお話ししたと思うのですが、非常に20年ぐらい何もやらない田んぼだったのです。そこをやるのは本当に大変です。あれは草刈りをやったのは自分でやったのですか、●●

●●●●さんが。

いや、●●さんのところはまだ手がけていないです。

手がけていない。では、●●さんが工事業者を頼んで草刈りをやつたのですね。

それは、●●さんにちらっと聞いたのですけれども、工事業者さんが土地を間違えて●●さんの土地の草を刈ってしまったという話を聞いています。

かなりの大きな機械です。河川敷を結局刈るような機械で刈ったのです。それでもちゃんと刈れていないのです。確かに今●●●●●

●さんがやっていることは非常にいいことなのです。ここに書いてあることも本当に我々が喉から手が出るほどやっていただきたい。ただ、なぜこういったことになって、こういう状況になっているか。信頼性と実績がないからです。だから、それをまずつけてからこういったことをやっても、出してもいいのではないですかと私は思うのです。

また、将来性、結局今越谷というこの土地、非常にいろんな人が出入りしていて、農地もいろんな人たちに狙われています。それが一番心配なのです。だから、ここに書いてあるとおりやっていただければ非常にいいことです。ただ、今言ったように、今までの実績とそういう

うあれがないから、皆さん心配している。過去にいろんなそういう悪い例がいっぱいありました。だから、それを心配しているだけです。やることは非常にいいです。ですから、本来ならば実績をつけて、倉庫も建ちました、トラクターも用意しました、管理しているところは全部きれいにしてあります。では、それから借りましょうとなれば、皆さん納得するのではないかなと思うのです。そういうこともちょっと考えていただきたい。

以上です。

● ● ● 氏

先ほどの中島様のご指摘もあったとおり、実績がまだないので、そういう意味では本当にちゃんとできるのかと、もちろん不安に思われて本当に当然の状況ではございます。そういう中で、取りあえず今お借りしたものを作付して、形にしていくというところが重要なのかなと思っていますので、まずそこに今全力集中で全力投球しようとしておりますので、まず実績をつくっていきたいなというところでございます。

そんなこともあるので、来月の申請というようなところは一旦保留にしてしまって、取りあえずまずしっかりと足元を固めようという方向性では今動いています。草刈りに関しても、ちょっといろいろな事情があって遅れていますけれども、順次すぐやっていきますので、ご理解いただければ幸いでございます。

議 長

ほかに。よろしいですか。聞きたいことはないですか。よろしいですね。

全 員
議 長

なし。

私から1つ聞きたいことが。先ほど越谷を中心に、今度は地方をやめるようなお話をさっきしたのですが、結局我々として、今まで地域の方とお話をしながら農地を借りてやってきたというのに、そこを捨てるような今の話だと、離れるということは、今までお世話になったところを裏切る話なのだ。まして、困っているところを借りていたという話で、ではそれを返されたところで、地方の人はこの辺よりもっと大変だと思うのです。そういう実績が、逆の実績があると、我々が

越谷に、ではまたどこかいいところがあつたら切り捨てるのか。そんなイメージを湧くわけです。

だから、今日結論が出るかどうかはともかく、お話の内容を聞いてからの判断なので、今ちょっと先ほど地方はやめて、越谷を中心にしていような話もしたので、結局は地方が、越谷も同じようになっては困るなど、そんなイメージが。先ほどの回答の話だとそんなイメージが湧くので、どうなのかなと。やはり今まで農家の人がお世話になって、地方で、岩手もそうだし、遠いところでなかなかやれることではないことをやってきたので、それを手放す話が最終的にどうなのかなと思うのです。最終的に越谷もそういうことになつたら。

● ● ● 氏

ちょっと誤解があつたと。すみません。私の言い方がまずかったと思うのですけれども、地方を全部切り捨てるというよりかは、私が地方に行くのをやめて、地方はそれぞれ今社員がいるので、そういう方に任せるというような方向性のお話です。

議 長

社員もこちらに呼んだりすると言つたから、基本的におたくが地方をやめるような話しつぶりをちょっとしたので、越谷もいたずらにやつただけで、また切り捨てられては、先ほど三ツ木委員が言ったように。必要なことをやつていただくのだから、やはり地方だって助かつた部分は多いと思うのです。それを逆に捨てられてしまうと困ってしまうのです。だから、そういうことが先ほどの返答の中にちらつと聞けたので、そこがやっぱりちょっとネックだなということでございまます。

ほかに質問がないようですので、これで質問の話は終了させていただきます。ありがとうございました

ここで暫時休憩いたします。

(休憩時刻：午前10時58分)

(再開時刻：午前11時13分)

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、採決を行います。

3 番 委 員
(田口委員)

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

田口委員。

すみません。今回の件につきましては、●●●●●●さんのはうの件ですけれども、やはりしっかりと今所有している農地のはうを農地として使えるような状態にしていただいてから、今回の申請につきましてはその時点で再審議という形の方法を取るのでいかがでしょうか。

議 長

ただいま田口委員から出た意見は、農地として利用できる状況になってからの審議ということです。田口委員の意見について賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議 長

挙手は全員でございますので、農地として利用可能な状況になった時点で審議をするということで、審議延期ということで事務局のはう、よろしくお願ひします。

局 長

それで、また確認しまして、いつまで延期するかはこちらで決めて、また皆さんにご連絡させていただきます。

議 長

よろしくお願ひします。

続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局より説明願います。

統 括 主 幹

議案書の2ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から6番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の親族の住宅に夫婦と子供3人、計5人で居住しておりますが、手狭になり、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は両親の住宅にもほど近い場所で、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は資材置場・駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成25年に市外に本店を置き、主

に建設業を営む法人です。業績も順調に伸び、それに伴い現在使用している資材置場が手狭になり、駐車スペースもないため道路上で資材の積卸しをしており、近隣の方々に迷惑をかけている状態で、新たに資材置場を計画し、土地を探していたところ、申請地は本社からもほど近く、幹線道路へのアクセスもよい場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、借人は平成27年に市外に本店を置き、主にイベント会場、店舗内装等の建築、設計及び施工を営む法人です。現在賃借している資材置場の一部の返却を求められ、新たに資材置場を確保するため、土地を探していたところ、申請地は本社にもほど近く、幹線道路へのアクセスもよい場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、借人は平成8年に市外に本店を置き、主に大手国産車、外国車のディーラー及び大手中古車販売会社の新車及び中古車の陸送運搬業務を営む法人です。現在使用している駐車場の返却を求められており、新たに駐車場を計画し、土地を探していたところ、申請地は出入庫時の道路付けがよい場所で、本社及び別の使用中の駐車場からもほど近く、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、借人は平成26年に市外に本店を置き、主に病院、福祉施設、学校、スーパーマーケット、コンビニエンスストア及び飲食店等への食材の配送を行う貨物自動車運送事業を営む法人です。現在都内と神奈川県内の2か所の営業所を起点に、都内、神奈川県、千葉県及び埼玉県の配送を行っていますが、営業所からの移動に多くの時間を要しており、働き方改革の規制により労働時間の短縮等を考慮し、埼玉県内に配送拠点を計画し、土地を探していたところ、申請地は出入庫時の安全面での道路付けがよい場所で、幹線道路へのアクセスも

よく、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成10年に市外に本店を置き、主に一般貨物自動車運送業を営む法人です。現在市内の駐車場を賃借していますが、敷地が狭く、大型車の転回も困難で、一時的には道路上に停車して、近隣住民に迷惑をかけている状態で、一般車や歩行者の安全を考慮し、新たに駐車場を計画し、土地を探していたところ、申請地は出入庫時の安全面の道路付けがよい場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

以上、6件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を1番について瀬尾委員、2番について豊田委員、3番について白鳥委員、4番について田口委員、5番及び6番については石塚委員よりお願ひいたします。

それでは、1番について、瀬尾委員よりお願ひいたします。

11番委員

(瀬尾委員)

10月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畠、転用目的は住宅であります。東側出入口部分を除いて、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。

2番について、豊田委員よりお願ひいたします。

8番委員

(豊田委員)

2番の件について説明いたします。

10月16日に現地を確認しております。申請地の現況、畠、転用目的

は資材置場・駐車場です。出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議よろしくお願ひします。

議長

5番委員

(白鳥委員)

ありがとうございました。

3番について、白鳥委員よりお願ひいたします。

3番の件について説明します。

10月16日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は資材置場です。西側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

3番委員

(田口委員)

ありがとうございました。

4番について、田口委員よりお願ひいたします。

4番の件について説明いたします。

10月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畠、転用目的は駐車場です。東側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

2番委員

(石塚委員)

ありがとうございました。

続いて、5番及び6番について、石塚委員よりお願ひいたします。

5番の件についてご説明します。

10月15日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は駐車場です。北側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれないと判断します。

続きまして、6番の件について説明します。10月15日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は駐車場です。東側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロック及びフェンスを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれないと判断します。

	以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	ありがとうございました。
	ただいまの説明について質疑はございませんか。
全員議長	なし。
	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたしました。
	続いて、採決を行います。
	原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。
	〔挙手全員〕
議長	挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたしました。
	続きまして、第3号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて、事務局から説明願います。
統括主幹	議案書の3ページ及び4ページを御覧ください。
	第3号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて説明します。
	番号、主たる従事者名、申出者名の順に読み上げます。
	生産緑地法第10条の規定では、市の生産緑地に指定された農地について、主たる従事者の死亡等によりその農地を市へ買取り申出をする場合は、農業委員会の発行する当該証明書が必要となります。
	それでは、1番の内容ですが、生産緑地に指定された土地の所有者であった●●●●●様が、令和6年8月1日に亡くなつたため、申出人からこの生産緑地に係る農業の主たる従事者が●●●●●様であつたことの証明を求め、申請があつたものです。
	生産緑地法第10条の規定では、市の生産緑地に指定された農地について、主たる従事者の死亡等によりその農地を市へ買取り申出をする場合は、農業委員会の発行する当該証明書が必要となります。
	それでは、2番の内容ですが、生産緑地に指定された土地の所有者であった●●●●●様が、令和5年11月7日に亡くなつたため、申出人からこの生産緑地に係る農業の主たる従事者が●●●●●様であつたこ

議長

との証明を求め、申請があつたものです。

事務局からは以上です。

13番推進委員
(原田委員)

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を1番について推進委員13番の原田委員、2番について推進委員7番の高島委員よりお願ひいたします。

それでは、1番について、原田委員よりお願ひいたします。

1番の件につきましてご報告いたします。

主たる従事者は、令和6年8月1日に亡くなられましたが、生前、生産緑地の認定を受けていた当該申請地の主たる従事者であったことをご報告いたします。

また、去る10月18日に現地を確認いたしましたところ、当該買取り申出地の畠3筆は、きれいに管理されておりました。あわせて報告いたします。

以上です。

議長
7番推進委員
(高島委員)

ありがとうございました。

2番について、高島委員よりお願ひいたします。

2番の件についてご報告いたします。

主たる従事者は、令和5年11月7日に亡くなられましたが、生前、生産緑地の認定を受けていた当該申請地の主たる従事者であったことをご報告いたします。

また、去る10月18日に現地を確認いたしましたところ、当該買取り申出地の畠1筆はきれいに管理されておりましたので、併せてご報告いたします。よろしくお願ひします。

議長
全員議長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

議長
統括主任

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行することに決定いたします。

続きまして、第4号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について、事務局から説明願います。

これまで農地の貸借というと、地権者と耕作者が直接相対で貸借をしていた農用地利用集積計画と、中間管理機構が地権者から借りて耕作者に配分する農用地利用配分計画の2つに分かれていました。これが、令和5年度から2つに分かれていた制度を同時に使う農用地利用集積等促進計画に統一化されました。統一化されたといっても、令和7年3月31日までは農用地利用集積計画も制度としては残ります。

この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくもので、同法第18条第3項の規定により、農地中間管理機構がこの計画を定める場合には、農業委員会の意見を聞くものとされています。農地中間管理事業の農地の貸し借りについて申し上げますと、まず利用権設定の制度の下で、埼玉県農地中間管理機構の指定を受けている埼玉県農林公社が、地権者から農地を借り受けます。次に、埼玉県農林公社が地権者から借り受けた農地を、借受け希望者に転貸することを定めるのが、この農用地利用集積等促進計画になります。

それでは、議案書の5ページから8ページを御覧ください。第4号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての1番及び2番について説明します。

番号、賃借権または使用賃借権の設定を受ける者、設定面積、期間の順に読み上げます。

面積は2万6,527平方メートル、期間は1年から5年です。

本件の農用地利用集積等促進計画（案）で設定する37筆は、前賃借権の設定を受けたものを引き継ぐ形で、農地の全てを効率的に利用し、耕作等を行うこと、周辺の農地利用への影響がないこと、必要な農作業に常時従事する者を考慮して作成されており、各要件を満たしてい

ると考えます。

面積は5,257平方メートル、期間は1年です。

本件の農用地利用集積等促進計画（案）で設定する6筆は、前賃借権の設定を受けたもの引き継ぐ形で、農地の全てを効率的に利用し、耕作等を行うこと、周辺の農地利用への影響がないこと、必要な農作業に常時従事する者を考慮して作成されており、各要件は満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

議長 ただいまの説明について質疑はございませんか。

全員 なし。

議長 質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、本計画に対する意見はございませんか。

意見はないということでございますので、続いて採決を行います。

原案のとおり賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議長 挙手は全員でございますので、意見なしと決定いたします。

続きまして、報告でございます。

事務局よりお願いいいたします。

統括主任 幹 それでは、報告させていただきます。

議案書の9ページです。第1号報告 農地法第3条の3の規定による届出の受理について、2件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。

議案書の10ページです。第2号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について、2件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。

続きまして、議案書11ページから12ページです。第3号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について、8件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告及び第3号報告についての届出は、添付書

		類も含め完備していましたので、事務局長専決によりこれを受理し、通知書を交付いたしました。
議長		報告事項は以上です。
局長		以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。
職務代理		会長、ありがとうございました。
		それでは、閉会に当たりまして、荻島職務代理からご挨拶をお願いいたします。
局長		本日は、通常より長い審議、ありがとうございました。越谷で初めての事案ということで継続審議になってしまいました。皆さんの意見を通して、当事者に正しく伝えて、正しい農地の利用ができたらしいと思っております。本日はご苦労さまでした。
		ありがとうございます。
		本日の総会はこれにて閉会といたします。
		(閉会時刻：午前11時37分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和6年10月25日

議長

署名委員

署名委員